商標権	判決年月日	令和4年7月14日 担 知財喜栽第1部	知財高裁第1部
	事件番号	令和3年(行ケ)第10108号 部	

○ 「チロリアンホルン」の文字をゴシック体で横書きに書してなる本件商標が、「チロリアン」の文字を毛筆風で横書きに書してなる引用商標に類似し、商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当すると判断した事例

(事件類型) 審決 (無効・不成立) 取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等)登録第5916658号

(審決) 無効2020-890064号

判 決 要 旨

1 被告は、平成29年1月10日に登録査定がされた第30類「菓子」等を指定商品とする本件商標(「チロリアンホルン」の文字をゴシック体で横書きに書してなる商標)の商標権者である。

原告が、本件商標は、引用商標1 (「チロリアン」の文字を毛筆風で横書きに書してなる商標)と類似し、商標法4条1項11号に該当するなどとして商標登録無効審判を請求したところ、特許庁は、「本件審判請求は、成り立たない」との審決をした。

原告は、上記審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

- 2 本判決は、要旨次のとおり判断し、本件商標が商標法4条1項11号に該当しないと した本件審決の判断には誤りがあるとして、本件審決を取り消した。
 - (1) 複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、その構成部分全体によって他人の商標と識別されるから、その構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは原則として許されないが、取引の実際においては、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない商標は、必ずしも常に構成部分全体によって称呼、観念されるとは限らず、その構成部分の一部だけによって称呼、観念されることがあることに鑑みると、商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合のほか、商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し、相当程度強い印象を与えるものであり、独立して商品又は役務の出所識別標識として機能し得るものと認められる場合には、商標の構成部分の一部を要部として取り出し、これと他人の商標とを比較して商標そのものの類否を判断することも、許されると解するのが相当である。
 - (2) 本件商標は、「チロリアンホルン」の文字をゴシック体で横書きに書してなり、「チ

ロリアン」の文字部分と「ホルン」の文字部分とから構成される結合商標である。本 件商標を構成する文字は、外観上、同書、同大、同間隔で一連表記されており、構成 文字に相応して、「チロリアンホルン」の称呼が生じる。

次に、「チロリアン」の文字部分は、「チロルの人々。オーストリア西部からイタリア北東部にまたがるチロルの山岳地帯に住む人々の用いる独特の民族服」、「チロル地方の。チロル風の」といった意味を有する語として、「ホルン」の文字部分は、「角笛。金管楽器」といった意味を有する語として、一般に理解されていることが認められる。このような上記各文字部分の観念及びそれぞれの称呼に照らすと、本件商標を構成する文字は、外観上、同書、同大、同間隔で一連表記されていることを勘案しても、本件商標において、「チロリアン」の文字部分と「ホルン」の文字部分とを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとは認められない。

そして、標章「チロリアン」は、本件商標の登録査定日当時、福岡県を中心とした 九州地方において、菓子の取引者、需要者の間で、特定の菓子(菓子「チロリアン」) のブランド名として広く認識され、全国的にも相当程度認識されていたことに照らす と、本件商標がその指定商品中の「菓子」に使用された場合には、本件商標の構成中 の「チロリアン」の文字部分は、菓子のブランド名を示すものとして注意を惹き、取 引者、需要者に対し、相当程度強い印象を与えるものと認められる。

そうすると、本件商標の構成中「チロリアン」の文字部分は、独立して商品の出所 識別標識として機能し得るものと認められるから、本件商標から上記文字部分を要部 として抽出し、これと引用商標1とを比較して商標そのものの類否を判断することも、 許されるというべきである。

- (3) 本件商標の要部である「チロリアン」の文字部分と引用商標1を対比すると、字体は異なるが、「チロリアン」の文字を書してなる点で外観が共通し、いずれも「チロリアン」の称呼及び特定の菓子のブランド名としての「チロリアン」の観念又は「チロルの人々」、「チロル地方の」等の観念が生じる点で、称呼及び観念が同一である。そうすると、本件商標と引用商標1が本件商標の指定商品中の「菓子」に使用された場合には、その商品の出所について誤認混同が生ずるおそれがあるものと認められるから、本件商標と引用商標1は、全体として類似しているものと認められる。
- (4) 以上のとおり、本件商標は引用商標1に類似する商標であって、本件商標の指定商品「菓子」は引用商標1の指定商品「菓子」と同一であるから、本件商標は、商標法4条1項11号に該当するものと認められる。